

令和5年度第4回栃木県医療対策協議会 議事概要

1 日時

令和6（2024）年3月12日（火） 17:00 ～ 18:30

2 開催方法

オンライン開催

3 出席者

別紙名簿のとおり

4 議事概要

(1) 協議事項1：令和7年度臨床研修募集定員の配分（案）について

①協議概要

資料1-1、1-2に基づき、令和7年度臨床研修募集定員の配分（案）について、各委員の意見を伺った。

②委員からの主な意見（要旨）

特になし

(2) 協議事項2：医師の働き方改革について

①協議概要

資料2に基づき、医師の働き方改革について、各委員の意見を伺った。

②委員からの主な意見（要旨）

特になし

(3) 協議事項3：栃木県キャリア形成プログラムの見直しについて

①協議概要

資料3に基づき、栃木県キャリア形成プログラムの見直しについて、各委員の意見を伺った。

②委員からの主な意見（要旨）

- ・埼玉県では、診療科選択のほか、配置先も制限していると聞いている。埼玉県は栃木県と同様に県内に医学部のある大学は私立しかない県であり、参考にしても良いのではないかと。（事務局）以前は、栃木県においても選択できる診療科を主要8科に制限していたが、新専門医制度の開始に伴って選択できる診療科を広げたという経緯がある。県養成医師に対するアンケート調査では、診療科選択の制限に一定程度の理解があることが分かったが、すぐに以前のような制限をかけることは難しいとも考えている。
- ・県内の診療科偏在の状況を医学生たちに伝えていくことで、地域が求める診療科へ誘導することもある程度は見込めるのではないかと。

また、プライマリケア等の能力を身に付けることで、専門医取得が多少遅れることになって
も、その経験は必ずしもマイナスではないことも伝えるべきである。

- ・ 県養成医師を受け入れる各診療科の指導医等の理解を得ることが課題である。
- ・ 県養成医師のキャリアも重要であるが、県の施策として育成するのであれば、県民の健康や福祉に資するかかどうかという視点も忘れてはならない。
- ・ 主要 8 科以外も地域によっては必要な診療科だということもあり得る。どの診療科を選択できるようにするかは、県が県内全域を見て慎重に判断すべきである。

(4) 協議事項 4：県養成医師の派遣を受ける医療機関等における指導・サポート体制について

①協議概要

資料 4 に基づき、県養成医師の派遣を受ける医療機関等における指導・サポート体制について、各委員の意見を伺った。

②委員からの主な意見（要旨）

- ・ 大学病院に紹介されてくる患者は、その時点で専門別に割り振られている。プライマリケアの対応力を身に付けるには、地域の病院の方が適しているのではないか。
- ・ 地域の病院によっては、主要 8 科以外を選んだ医師にプライマリケア等の指導を行うことは難しいというところもあるだろう。
 - （事務局）大学病院においても、主要 8 科以外を選んだ医師が内科系の当直に入ることができるような指導体制を構築できないかということや、臨床研修中に行う内科や外科、救急のトレーニングの時間を長めにとれないかということについて御検討いただきたい。
 - ⇒（委員）大学病院においてそういった体制をつくることは不可能ではないと思われる。
- ・ 県養成医師を育てるのは公的病院だけでなく民間病院でもできることである。公民一体となって必要な医師を養成していくべきではないか。

(5) 報告事項 1：栃木県医師修学資金の対象診療科の拡充等について

資料 5 に基づき、栃木県医師修学資金の対象診療科の拡充等について報告した。

(6) 報告事項 2：栃木県医師確保計画（8 期前期計画）の案について

資料 6 - 1、6 - 2 に基づき、栃木県医師確保計画（8 期前期計画）の案について報告した。

以上